## 平成22年国勢調査第3次試験調査の概要(案)

#### 目的

平成22年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえた最終的な検証と地方事務の習熟のため、フルドレスリハーサルとして平成22年国勢調査第3次試験調査を実施



### 概要

調査時期 : 平成21年6月(予定)

調査地域 : 都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市(東京

都の特別区を含む51市区)の区域に属する平成17年国勢調査調査区

の中から、地域特性ごとに選定する510調査区

調査対象 :調査日現在、上記の選定調査区に常住するすべての世帯・人

(約26,520世帯)

調査項目: <世帯員に関する事項>

男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業

の種類 など

<世帯に関する事項>

世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方、住居の床面積など

調査方法 : <調査票の配布 >

調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布世帯への訪問回数の上限を3回とし、その回数内に世帯と面接で

きない場合は、調査票を郵便受けに入れるなどして配布

<調査票の回収>

調査員(全封入)、郵送、オンライン 又は持参による回収

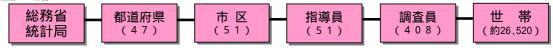
(オンライン回収の対象は一部の地域)

<フォローアップ回収>

所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査

員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収

#### 調査の流れ:





#### 結果利用

平成22年国勢調査の企画・立案の基礎資料 統計委員会及び人口・社会統計部会等への検討結果の報告 など

# 平成22年国勢調査第3次試験調査の調査方法・調査事務の比較(現行方式、第1・2次試験調査との相違点) <sup>(参考)</sup>

	平成17年国勢調査	平成22年国勢調査		
		第 1 次試験調査	第2次試験調査	第3次試験調査(案)
調査票の配布	o 調査員配布	o 調査員配布	ο 同左	ο 同左
配布期間	o 8日間	o 配布期間は、「調査票配布期間従来型」と「調査票配布期間延長型」の二つを設定 ・調査票配布期間従来型:8日間・調査票配布期間延長型:15日間	o 従来の配布期間を踏襲(8日間)	o 同左
不在世帯への 訪問回数の上 限の設定		o 不在世帯への訪問回数の上限を以下の とおり設定 ・調査票配布期間従来型:3回 ・調査票配布期間延長型:設定せず	o 不在世帯への訪問回数の上限は、 3回に設定	o 同左
配布時における世帯からの把握事項	o 世帯主又は代表者の氏名、 所在地(番地・号など)、 男女別の世帯員数、 (その世帯に必要な)調査票枚数	o 世帯主又は代表者の姓、 所在地(番地・号など)、 (その世帯に必要な)調査票枚数	o 同左	o 同左
調査票の回収 (当初回収)	o 調査員回収 (任意封入方式)	<ul><li>○ 郵送回収(あて先は市区町)</li><li>○ 調査員回収(全世帯封入方式)</li><li>○ 持参回収</li></ul>	<ul><li>○ 郵送回収(あて先は統計局)</li><li>○ 調査員回収(全世帯封入方式)</li><li>○ 持参回収</li><li>○ オンライン回収</li></ul>	<ul> <li>■送回収 世帯からの調査票の郵送提出先 については、第1次及び第2次 試験調査結果を比較し検討</li> <li>○調査員回収(全世帯封入方式)</li> <li>○持参回収</li> <li>○オンライン回収</li> </ul>
回収期間	o 10日間	o 7日間	o 同左	o 同左
調査票提出の世帯への周知方法		o 郵送提出を基本とし、希望する場合に は調査員への提出や市区町への持参も 可というスタンスで世帯に周知	o 新たな提出方法の強調周知型 :調査票配布時に世帯に配布する 調査書類に、郵送による提出調査書類に、希望する場合の提出は 査員への提出下るの可答も可能 であることを周知      o 多様な提出方法の並列周知型 :調査書類に世帯にの現土のの持 調査書類に世帯にの現土のの表 による提出、、の表 の表のが表してののである。 の表のが表しているのはのであるのはのである。 によるによるのであるのはのである。 にいたよるには、のは、まるのはである。 をも可能であることを周知      をものものによるのはないのはのである。      をものものものはないのものはないのものはない。      をものものものものものものものものものものものものものものものものものも	o 第1次及び第2次試験調査結果を 比較し検討

		平成22年国勢調査		
	平成17年国勢調査	第 1 次試験調査	第 2 次試験調査	第3次試験調査(案)
調査員回収の 方法	o 全世帯を訪問し、調査票を回 収	o 調査票配布時に、調査員に調査票を提出したいとの申し出のあった世帯を訪問し、調査票を回収	おたな提出方法の強調周知型 :調査票配布時に、調査員に調査 票を提出したいとの申し出のあった世帯を訪問し、調査票を回収     多様な提出方法の並列周知型     主全世帯を訪問し、調査票の提出を依頼し、郵送による提出によるでの持参やオンラインによる回答を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収	o 第1次及び第2次試験調査結果を 比較し検討
オンライン回収の実施地域			o すべての試験調査実施市区町	ο 試験調査実施市区の一部の市区
フォローアップ 回収		o 回収期間:12日間	o 回収期間:10日間	o 同左
フォローアップ回収の方法		o 調査員が市区町の指示を受け、調査票 未提出世帯を訪問し、調査票を直接回 収	○ フォローアップ回収事務は以下の二つを設定 ( フォローアップ回収事務調査員継続型) 調査票を配布・当初回収する調査 員が継続して行う(一貫) であることから、かたり の世帯の疑念は生じない) ( フォローアップ回収事務調査員縮びフォローアップ回収事務調査員がフォローアップ。回収事務の単れて行うに 調査明のの事務を当初カローアップが、担当しても、の世帯の受け方の配方の取っまので表別の事務を担当しても、に 事務の調査しても、についまで限しても、についるではよりといるではよりといるではよりといるでは、またのには	o 第1次及び第2次試験調査結果を 比較し検討
調査票の提出促 進の方策	o 調査員による調査票未提出世帯に対する調査票の郵送提出依頼。これによっても調査票が郵送提出されない場合、指導員は確認状を配布	O 調査員による当初回収期間における全世帯に対する確認状の配布 O フォローアップ回収期間内に調査票が提出されなかった場合、調査員は督促状を配布	o 第1次試験調査同様、確認状及び 督促状を配布することとするが、 配布時期は週末とする。 o 調査票が提出されない場合には、 調査員が訪問する旨の周知を強化	o 同左

	平成17年国勢調査	平成22年国勢調査		
		第 1 次試験調査	第2次試験調査	第3次試験調査(案)
聞き取り調査	o 調査員が指導員又は市区町村 の指示を受け、調査票未提出 世帯について、近隣の者の協 力を得て、聞き取り調査を行 う。		o 調査員が指導員又は市区町の指示を受け、調査票未提出世帯について、近隣の者の協力を得て、聞き取り調査を行う。	o 同左
調査票回収状況の把握		○ 世帯名簿に「バーコードシール」を印刷 ○ 調査員が調査票配布時に、世帯名簿の 「バーコードシール」を調査票提出用 封筒に貼付し配布 ○ 市区町において、世帯から提出された 調査票が収納された封筒のバーコード を読み取り、世帯名簿のバーコード情 報との照合により、調査票の回収状況 を把握	○ 調査票にID(世帯名簿番号及び名簿内一連番号)、バーコード及び確認コードをプレプリント。世帯名簿にもIDをプレプリント ○ 調査票のバーコードを外部委託業社で読み取り、当該情報を市区町にフィードバック ○ 市区町で世帯名簿との照合により調査票の回収状況を把握	(世帯からの調査票の郵送提出先を全国一括とした場合) の同左 (世帯からの調査票の郵送提出先を市区とした場合) の郵送回収された調査票と世帯が直接持参した調査票について、原でで、調査区番号、世帯番号順にで、替え、調査員回収の調査票と一緒に整理 の並べ替えた調査票と世帯名簿を照合し、調査票の回収状況を把握
調査票の検査・審査	○ 調査員による検査 (封入提出以外の調査票) ○ 指導員による検査 ○ 市区による審査	o 市区町による審査	o 市区町による審査(従来の目視に よる全調査項目の審査から、コン ピュータのデータチェックによる 記入漏れのある調査項目のみの審 査に変更) 世帯名簿と調査区要図の照合検 査は指導員が行う	(世帯からの調査票の郵送提出先を 全国一括とした場合) の同左 (世帯からの調査票の郵送提出先を 市区とした場合) の指導員による調査票(紙ベース) の検査を行った後、市区による調 査票(紙ベース)の審査を行う
調査票の規格・ 仕様	o 変形 A 4 判	○ 調査票甲:B4判、二つ折り ○ 調査票乙:変形A4判、三つ折り	○ A 4 判三つ折り (三つ折りした場合、定形封筒に 収納可) ○ 調査票ID・確認コードの印刷 ○ 世帯名簿との対応付け有	O A 4 判三つ折り (三つ折りした場合、定形封筒に 収納可) O 調査票ID等は、世帯からの調査 票の郵送提出先と連動して検討
速報人口・世帯数集計	o 世帯名簿の内容を基に、市区 町村で要計表作成システムに よりPC入力		o 外部入力した調査票の内容から、 速報人口・世帯数を集計	(世帯からの調査票の郵送提出先を全国一括とした場合) の同左 (世帯からの調査票の郵送提出先を市区とした場合) の市区で、調査票を調査区番号、世帯番号順に並べ替え、審査後、統計センターに提出 の統計センターで調査票をOCR入力し、速報人口・世帯数を集計